

青年部 だより

地区事業の勉強会

平成22年2月5日(金)に三重県四日市N T T西日本で、第4回地区事業勉強会を開催しました。今回の勉強会は(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会で決定されたCO2マイナスプロジェクトに、当協会青年部から多くの会員の方がエントリーできるように、概要の説明及びエントリー方法を学ぶ事が目的。

(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会副会長の加山順一郎氏に講義頂きました。



平成22年3月末 エントリー数 三重県28件

電子マニフェスト導入研修会&パソコン操作体験セミナー

- ◆電子マニフェスト導入を考えている会員を対象に電子マニフェスト導入研修会を平成22年2月3日(水)四日市商工会議所で開催しました。またパソコンを実際に使い、電子マニフェストパソコン操作体験セミナーを平成22年1月22日(金)津市地域情報センター、同22年2月24日(水)四日市市なやプラザで開催しました。
- ◆電子マニフェストシステムの変更について
電子マニフェストシステムは、平成22年4月末で終了となり、5月から次期電子マニフェストシステムが開始されます。システムは大きな変更箇所はありませんが、入力画面等が変更されます。詳しくは(財)日本産業廃棄物処理振興センターHPをご覧ください。



リスクアセスメント研修会を開く

産業廃棄物処理業界においては、労働災害の発生率が高いことから、会員企業の皆様に安全衛生に取り組んで頂き、安全衛生体制を確立する必要があります。

その為に、職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ事前に安全衛生対策を講じる事を目的として、平成22年2月18日(水)四日市商工会議所で中部安全衛生サービスセンター安全・衛生管理士の小野吉則氏と当協会安全促進委員光友勝美氏の講義のもと、リスクアセスメント研修会を開催しました。当日は30名の会員の方に参加頂き、2名の講師の講義を受けるだけでなく、個人作業や3~4人のグループに分かれての討議を行い、グループ別の発表を行いました。

環境対策事例発表会の開催

平成21年12月15日(火)三重県勤労者福祉会館で環境対策事例発表会を開催しました。

まず産業廃棄物処理業の優良性評価制度について、三重県環境森林部廃棄物対策室主査の小林克彰氏より講義を頂き、評価制度の運用や今後の展開、適合事業者、全国の先進地的な取り組みについて説明がありました。

続いて排出事業者を代表して井村屋製菓(株)の新事業開発推進部長兼協会理事、堀川勉良氏より井村屋製菓(株)におけるリサイクルについてお話を頂きました。

また産業廃棄物処理業者を代表して(有)三功の専務取締役・片野宣之氏から環境改善への取り組みについてご説明頂きました。それぞれパワーポイントを使い、自社の環境対策について分かり易く説明、発表をして頂きました。最後に協会の小川専務より「事例発表会は来年も継続して開催するので、先進的、特徴的な取り組みをしている会員の方は是非とも協会まで連絡して欲しい」と話がありました。

分かり易い廃棄物処理法 解説その1

会員及び産業廃棄物業界関係者から「廃棄物処理法は分かりにくいので、基本的なことから分かりやすく解説してほしい」といった声をよく耳にします。このため、協会会報誌「しろちどり」により、廃棄物処理法を順次、解説していくこととしました。

第1回目は「廃棄物」の定義について解説します。

「廃棄物」とは？

廃棄物処理法では「廃棄物」とは、占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となった固形物又は液状(放射性物質及びこれに汚染されたものを除く)のものを言い、排ガス等の気体状のものは廃棄物には該当しません。また、同法では事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20品目を産業廃棄物と指定し、それ以外の廃棄物は一般廃棄物として分類しています。なお、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物として区分しています。

廃棄物と有価物

廃棄物処理法は廃棄物を対象としているため、有価物を保管・運搬・加工する場合には適用されません。そのため、不適切に廃棄物を保管・運搬・加工しているにもかかわらず、「私が扱っている物は有価物である。従って、この行為は廃棄物処理法に抵触するものではない」として法違反を逃れようとする場合が見受けられます。このような言い逃れを許さず、行政機関が廃棄物処理法を適正に運用するために、国は「行政処分の指針」の中で「廃棄物の妥当性の判断について」という1項目を設けて解説しています。このように、廃棄物処理法では、まず、「物は廃棄物か有価物か」の判断が重要なポイントとなります。



【問い】

「あわせ産廃」とは
どのような
ものですか？

【答え】

市町村は、単独にまたは共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができます。こうした産業廃棄物を通称「あわせ産廃」と呼んでいます。

表紙の写真

松阪公園の「藤」

公園南の「二の丸跡」にある藤は、樹齢400年で、幹は周囲が5メートルもある。満開には50~70センチの房をつける。毎年5月のゴールデンウィークが見ごろ。

事務局職員の交代

退職	宮本 広子	平成22年1月31日
採用	筒井 照雄	平成22年4月 1日
採用	有馬 裕子	平成22年4月 1日



水環境のリファイン企業 主な取扱業種

- 産業廃棄物収集運搬
- グリーストラップ清掃
- 浄化槽、工場廃水処理施設の維持管理及び修理
- 各種ビット内清掃作業
- 排水・汚水管内高圧洗浄及びTVカメラ調査
- 貯水槽清掃作業



株式会社 コスモ
本社/桑名市大字播磨字西下2545
TEL (0594) 22-2211 FAX (0594) 21-7001
URL <http://mia-cosmo.com/>
e-mail miecosmo@axel.ocn.ne.jp